

基幹型地域包括支援センターの廃止について

1 要旨

豊島区では平成 27 年度より「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日付 厚生労働省計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号）に基づき、各地域包括支援センターの機能強化を図るため、高齢者福祉課内に基幹型地域包括支援センター（以下、基幹型センター）を設置してきたが、令和 7 年度より基幹型センターを廃止し、同様の機能を持つグループを新設する。

2 基幹型センターの担当業務

- (1) 地域包括支援センターの統括、指導及び連絡調整に関すること
- (2) 地域包括支援センター職員及び介護支援専門員に対する指導及び支援、研修に関すること
- (3) 地域ネットワークの構築支援に関すること
- (4) 地域ケア会議の全体会議の開催並びに地域包括支援センターで実施する地域ケア会議の後方支援に関すること

3 基幹型センターの廃止理由

豊島区では、地域包括支援センターの人員配置基準を満たし、区内 8 か所のセンターの機能強化を図るため、当初より地域包括支援センター運營業務委託法人（豊島区民社会福祉協議会、豊島区社会福祉事業団、フロンティア）からの職員研修派遣を受けた体制で実施をしてきた。

地域ケア会議、センター長連絡会、各専門職部会等の基幹型センター事業の体系化が進んだ一方、昨今の介護人材不足による各法人からの職員派遣による体制の維持が困難であること、また、およそ 2 年間という派遣期間による継続性の確保といった課題が顕在化したため、令和 6 年度末で法人からの職員研修派遣を終了することとした。

区職員のみでは、地域包括支援センター設置要件である 3 職種（社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員）のうち、特に主任介護支援専門員の確保、養成が困難なため、地域包括支援センターとしての基幹型センターを廃止し、新たなグループを設置する。

4 基幹型センター廃止後の体制

基幹型センターと同規模の職員体制のグループを設置し、保健師等の専門職を設置する。新グループでは、現行の基幹型センター事業を継続する。

5 変更時期

令和 7 年 4 月 1 日